名称　久慈港石油備蓄Ｆシーバース灯
位置
所在地　岩手県久慈港（久慈牛島灯台の南方約一・六キロメートル）
北緯　四〇―一二―一三
東経　一四一―五〇―〇七
灯質　モールス符号白光　毎一二秒にＵ（・・―）
光達距離　実効光度五〇カンデラ四・〇海里
点灯年月日　令和八年六月十五日
記事　独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構久慈国家石油備蓄基地事務所管理

名称　伊勢湾口無線方位信号所
位置
所在地　神島灯台（三重県鳥羽市）の東南東方約七・七キロメートル（伊勢湾第一号灯浮標）
北緯　三四―三一―〇一
東経　一三七―〇三―三八
廃止年月日　令和八年五月十九日

名称　東京新海面処分場Ｄブロック灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（十五号地南信号所の南方約三・六キロメートル）
北緯　三五―三四―五三
東経　一三九―五〇―〇六
廃止年月日　令和八年六月一日

名称　東京新海面処分場Ｄブロック灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（十五号地南信号所の南方約三・七キロメートル）
北緯　三五―三四―四九
東経　一三九―五〇―〇〇
廃止年月日　令和八年六月一日

名称　東京新海面処分場Ｄブロック灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（十五号地南信号所の南方約三・八キロメートル）
北緯　三五―三四―四六
東経　一三九―四九―五三
廃止年月日　令和八年六月一日

名称　東京新海面処分場Ｄブロック灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（十五号地南信号所の南方約四・〇キロメートル）
北緯　三五―三四―四二
東経　一三九―四九―四六
廃止年月日　令和八年六月一日

名称　東京新海面処分場Ｄブロック灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（十五号地南信号所の南方約三・九キロメートル）
北緯　三五―三四―四六
東経　一三九―四九―四二
廃止年月日　令和八年六月一日

名称　来島海峡航路東口無線方位信号所
位置
所在地　竜神島灯台（愛媛県今治市）の南東方約一・一キロメートル（来島海峡航路第九号灯浮標）
北緯　三四―〇五―五三
東経　一三三―〇二―一〇
廃止年月日　令和八年六月九日

名称　来島海峡航路西口無線方位信号所
位置
所在地　桴磯灯標（愛媛県今治市）の西北西方約一・七キロメートル（来島海峡航路第二号灯浮標）
北緯　三四―〇九―一三
東経　一三二―五五―〇八
廃止年月日　令和八年六月九日

名称　東京無線方位信号所
位置
所在地　大井信号所（東京都大田区）の南東方約七・七キロメートル
北緯　三五―三二―三〇
東経　一三九―五一―二四
廃止年月日　令和八年六月十日

名称　東京湾中ノ瀬Ｄ無線方位信号所
位置
所在地　第二海堡灯台（千葉県富津市）の北方約一二キロメートル（東京湾中ノ瀬Ｄ灯標）
北緯　三五―二四―五三
東経　一三九―四五―一九
廃止年月日　令和八年六月十日

名称　明石海峡航路東方無線方位信号所
位置
所在地　平磯灯標（兵庫県神戸市）の南南東方約四・六キロメートル（明石海峡航路東方灯浮標）
北緯　三四―三四―五九
東経　一三五―〇四―五五
廃止年月日　令和八年六月二十三日

名称　明石海峡航路西方無線方位信号所
位置
所在地　江埼灯台（兵庫県淡路市）の西方約四・四キロメートル（明石海峡航路西方灯浮標）
北緯　三四―三六―二九
東経　一三四―五六―四三
廃止年月日　令和八年六月二十五日

○防衛省告示第二百三十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年九月九日

日時　令和八年九月十四日から同月十八日（予備、同月十九日及び同月二十日）までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三三度五九分五一秒

(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦その他　自衛艦十隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百三十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年九月九日

日時　令和八年九月十四日から同月十八日までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一八、二八八メートル以下までの間

実施艦その他　自衛艦十隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百三十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年九月九日

日時　令和八年九月十四日から同月十八日までの間、毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(イ)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(ウ)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(エ)　北緯三二度〇分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(オ)　北緯三二度〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒